

彦根市子ども・若者支援地域協議会運営規程

(設置)

第1条 この規程は、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)および彦根市子ども・若者支援地域協議会設置要綱(平成28年彦根市告示第286号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、彦根市子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、彦根市子ども未来部長をもって充て、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会に次に掲げる会議を置く。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース会議

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、要綱第3条第2項に規定する委員により構成する。ただし、委員の出席が困難な場合は、当該委員が委任した者を代理として出席することを認めるものとする。

2 代表者会議は、協議会が円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 協議会の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (2) 協議会の基本的な活動方針に関すること。
- (3) 協議会の活動の評価に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

3 代表者会議は、会長が議長となり、会議を進行する。

4 代表者会議は、原則として年1回以上開催することとし、会長が招集する。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、要綱別表に掲げる関係機関等(彦根市にあっては、別表に掲げる下部組織)の支援業務を担当する実務者により構成する。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者(以下「対象者」という。)への支援状況の進捗管理に関すること。
- (2) 地域の実態把握に関すること。
- (3) 関係機関等の役割の明確化および活動状況についての情報交換に関すること。

3 実務者会議は、必要があると認めるときは、関係機関等の者以外の者に対し、会議への出席を求めて、意見を聴くことができる。

4 実務者会議は、要綱第4条に規定する調整機関(以下「調整機関」という。)が必

要に応じて招集する。

(個別ケース会議)

第6条 個別ケース会議は、支援に係る事案ごとに、当該支援に関する関係機関等の担当者により構成する。

2 個別ケース会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 当該対象者の状況把握および問題点の確認に関すること。

(2) 当該対象者に対する具体的な支援内容の検討に関すること。

(3) 当該対象者に対する支援方針の策定および役割分担の決定ならびに認識の共有に関すること。

(4) その他当該対象者への支援を実施するために必要な事項

3 個別ケース会議は、必要があると認めるときは、関係機関等の者以外の者に対し、会議への出席を求めて、意見を聴くことができる。

4 個別ケース会議は、調整機関が必要に応じて招集する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成28年12月27日から施行する。

付 則

改正後の規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

改正後の規程は、平成29年9月8日から施行する。

付 則

改正後の規程は、平成29年11月1日から施行する。

付 則

改正後の規程は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

改正後の規程は、令和元年11月13日から施行する。

付 則

改正後の規程は、令和2年9月8日から施行する。

別表(第5条関係)

彦根市企画振興部企画課(女性活躍推進室)
彦根市企画振興部人権政策課
彦根市福祉保健部社会福祉課
彦根市福祉保健部障害福祉課
彦根市福祉保健部健康推進課
彦根市子ども未来部子ども・若者課
彦根市子ども未来部子育て支援課
彦根市子ども未来部幼児課
彦根市子ども未来部発達支援センター

彦根市子ども未来部少年センター
彦根市産業部地域経済振興課
彦根市教育委員会事務局学校教育課
彦根市教育委員会事務局学校支援・人権・いじめ対策課
彦根市教育委員会事務局生涯学習課
彦根市教育委員会事務局教育研究所